

人材確保にお困りの中小建設事業主の皆さまへ

助成金を活用して 女性トイレや更衣室等の施設を 建設現場に設置※ してみませんか？

令和6年度より
上限額を引き上げました！

※ 助成金の支給対象となるのは、施設を賃借により設置した場合に限ります。

人材確保等支援助成金 作業員宿舍等設置助成コース（建設分野） 女性専用作業員施設設置経費助成のご案内

- 受給対象 中小元方建設事業主
- 対象事業 女性の建設労働者専用の作業員施設を賃借する事業
[対象となる作業員施設の種類] トイレ、更衣室、シャワー室、浴室

Q.1 何にいくらぐらい助成されるの？

施設の賃借料、設置工事費等の対象経費の3/5が
助成されます。(1事業年度あたりの上限 90万円)



Q.2 女性が少ない現場には関係ないのでは？

女性専用施設を導入することで、**男性も含めた快適な職場環境を見直すきっかけにもなります。**誰もが働きやすい職場実現のため、助成金の活用をご検討ください。



申請手続は裏面をご覧ください。



申請手続

助成金の支給を受けるには、

【計画届】と【支給申請書】の提出が必要です！

① 計画届の提出

女性専用作業員施設の賃借事業を開始しようとする日の2週間前までに、「計画届」と添付資料を管轄する労働局に提出してください。

(提出物)

- ・計画届（建作様式第2号の3）
- ・女性専用作業員施設等及び費用内訳書（建作様式第2号の3別紙）
- ・建設業許可証明書
- ・労働保険料等納入通知書の写し
- ・賃貸契約書の写し

等

② 賃借開始

③ 賃借終了

④ 支給申請書の提出

「支給申請書」と添付資料を、管轄する労働局に提出してください。提出期間については、以下の表をご確認ください。

賃借事業終了月	提出期間
4月、5月、6月	7月1日から8月末日まで
7月、8月、9月	10月1日から11月末日まで
10月、11月、12月	翌年の1月1日から2月末日まで
1月、2月、3月	3月1日から5月末日まで

(提出物)

- ・支給申請書（建作様式第5号の3）
- ・女性専用作業員施設等及び費用内訳書（建作様式第5号の3別紙1）
- ・女性専用作業員施設使用状況報告書（建作別様式第4号の5）
- ・賃貸借契約書の写し
- ・作業員名簿
- ・当該工事の行程表

等

⑤ 助成金の支給

【詳細・お問い合わせ】

助成金の詳細は下記ウェブサイトをご覧ください。各都道府県労働局にお問い合わせください。

■ 支給要領



■ 支給申請書記載例



■ 都道府県労働局 お問い合わせ先

